

川崎市と神奈川県警、

「連携協定」締結！

川崎市議会議員 末永直

「川崎市教育委員会と神奈川
県警察との相互連携に
係る協定書」が10月16日、
締結されました。私は本年、
教育委員会所管案件を審議
する総務委員会に所属して
おり、本協定の締結を訴え
てきました。実現して胸を
なでおろしたところで、
しかしながら、11月6日

の総務委員会資料「協定締
結までの経緯によると、「本
締結前は何ができなかった
たのでしょうか。同資料に
よると、「本市個人情報保
護条例により、『本人以外
からの個人情報収集』、『保
有個人情報外部提供』に
制限があることから、学校
が児童生徒の個人情報を警
察から収集、又は警察へ提
供することは、原則として
できませんでした」とあり
ます。死亡事件の被害生徒
の本名は警察に伝えられま
せんでした。

動かない行政の在り方には
令指定都市のうち14都市が
締結済みで、本市は未締結
でした。被害者が出ないと
思えない行政の在り方には
動かない行政の在り方には
動かない行政の在り方には

関する事案、②犯罪行為と
して取り扱われるべきいじ
め事案、③児童虐待に関す
る事案、④児童生徒が犯罪
の被害に遭うおそれのある
事案、⑤児童生徒の携帯電
話やスマートフォン、イン
ターネット等を使つてのト
ラブルに関する事案、など
の事案において教育委員会
は警察に情報提供できるよ
うになりました。

私は総務委員会で、「実
施要領に、『数回に渡り支
援・指導を積み重ねても、
なお非行及び犯罪被害の防
止の効果が期待できない際
に実施』、『児童生徒と連絡
を取ることが困難』、『身辺
に危険が及ぶことが想定さ
れる状況』、『保護者との連
携も難しい場合に』などと

記載されているが、これら
の条件を満たさないと情報
提供できないとしたら極め
てハードルが高く、使用さ
れない記念切手のようにな
らないか」と質問したとこ
ろ、教育委員会は「ケース
バイケースで判断でき、学
校長や区の教育担当の裁量
で決定できる」と答弁し、
現場の判断で決定できるこ
とが明らかになりました。

また、本締結協定の内容に
ついて中学校担当者説明会
や校長会等で周知徹底がな
される予定とのことでした。
今後とも私達一人ひとり
が強く意識し、家庭や学校
地域、行政一体となつて、
児童生徒を守ることができ
る体制づくりを更に進めて
いこうではありませんか。



末永直 プロフィール

- 国立佐賀大学大学院教育学研究科卒業
 - 自民党参議院議員元秘書
 - 昭和58年5月27日 32歳
 - 政務活動事務所
- 〒211-0034 中原区井田中ノ町42-10
問合せ先 ☎044-789-5823

徒の犯罪行為、不良行為に
本締結により、①児童生
徒の犯罪行為、不良行為に